

令和7年度 朝日町立朝日中学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

「いじめは、どの生徒にも起こり得る」ことを十分認識した上で「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、生徒一人ひとりに徹底するとともに、生徒の発達段階に応じた取り組みを系統的に実践することが大切である。そのため、我々教職員は、日々の学校生活の中で、いじめを見抜く鋭い人権感覚といじめを絶対に許さないといった毅然とした姿勢を身に付けなければならない。また、いじめを生まないための未然防止に力を注ぐとともに、いじめが起こった場合には、いじめの兆候を早期に発見し、適切に対処することで、全ての生徒が、安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組んでいくことが重要である。

そこで本校では、「いじめ防止対策推進法」第12条の規程により、これまで以上に、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「朝日中学校いじめ防止基本方針」を策定することとする。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけ合いであっても～」 「好意で行った行為でも～」

※重大事態：①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が※相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※相当の期間とは、30日を目安とする

例）・児童生徒が自殺を図った場合 ・心身に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

「いじめ防止対策推進法より」

2 未然防止の取り組み

(1) 授業改善の取り組み

- 一人一人の学びを保障する。
- 一人一人が安心して学習に向かえる学習環境をつくる。

(2) 居心地のよい学級づくり（仲間づくりの取り組み）

- 日々の学校生活を充実したものにするために、さまざまな課題を学級で解決していく話し合い活動を充実する。
- 一人ひとりの良さや特性を互いに理解し合う活動を充実する。

(3) 人権教育の充実

(4) 自尊感情の涵養とキャリア教育の充実

(5) 生徒会による主体的な活動

○ 生徒会の活動方針にいじめ防止を位置づけ、自分にかかわる重要な問題であるという自覚を持たせる。 ※生徒会による「いじめ撲滅強化期間」の実施

○ いじめ撲滅運動など、生徒が主体となった活動の充実に努める。

※SNS利用のルールづくりとアウトメディアキャンペーンの計画的実施

○ ボランティア活動の充実に努める。 ※福祉施設訪問・地域と連携したアルミ缶回収

(6) 保護者や関係機関との連携

○ いじめ防止の重要性を保護者に強力に発信するとともに、家庭教育の場ではいじめ防止に取り組むよう連携に努める。

※学校と保護者が連携し、家庭での情報端末利用上の注意を定期的に行う。

3 早期発見の取り組み

(1) いじめの態様

- からかいやふざけあい、命令や無視など初期的ないじめの芽を見逃さず、初期段階で対処できるよう指導を先延ばしにしない。
- 「好意で行った行為」であっても、対象生徒が心身の苦痛を感じているものも、いじめになるということを生徒と確認する。
- 中には暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する行為が発生する場合もあることから、関係機関との密接な連携に努める。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

*その他

(2) 早期発見の手立て

いじめは、大人の目には届きにくいところで起こることを認識する。

いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

教育相談の充実－相談窓口の開設

生活ノートを活用

日々の観察－校内巡視と対話活動

アンケートの実施

※生徒、保護者を対象とした「いじめアンケート」の実施（6月,11月,2月）

Q-Uアンケートの活用 ・自治的な集団づくり

※早期発見・早期対応→保護者の協力が必要

4 適切な対応

(1) いじめ発生時の対応マニュアル(以下はあくまでも原則とし、状況に応じて臨機応変に対応する)
(疑いも含めて) いじめが発生した場合は全ての事案について速やかに校長に報告し、校長の指示により迅速に対応にあたる。※「いじめ防止対策のための早期発見・早期対応ハンドブック」の組織的対応のフローチャートに沿って対応する。

(2) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態について、文部科学省は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとしている。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものと定義している。

2つの条件とは、

1つ、「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2つ、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

本校においても、この定義を基にいじめが解消しているかどうかを判断する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該のいじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(3) 重大事態への対応

- ・速やかに町教委、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。事案によっては「いじめ解決支援チーム」の派遣を要請する。
- ・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

5 その他

○いじめ撲滅宣言について

平成26年度生徒会活動より（生徒総会で提案され、満場一致で可決）

「いじめ撲滅宣言」

すべての生徒は明るく充実した学校生活を送る権利を持っています。

『いじめ』はこの権利を奪うものです。

『いじめ』は受けた人のみならず、行った人や周囲で見ていた人にも、心に癒えることのない傷が残るのです。

『いじめ』は、絶対に犯してはいけない大きな過ちです。

人間は本来優しい心を持っています。その優しさを表す勇気こそ、私達は持つべきなのです。朝日中からあらゆる『いじめ』をなくし、互いに助け合い、明るく充実した学校生活を送るために、私達は次のことを宣言します。

一、『いじめ』は絶対にしません。

- ・相手の良さを認めたり、個性を受け入れることです。
- ・自分が言われたり、されたりして「嫌」なことは相手にもしないことです。
- ・自分の負の感情（怒りや不満）を相手にぶつけないことです。

二、『いじめ』は絶対にさせません。

- ・全員が安心して生活するためのルールをつくり、常に確認し合うことです。
- ・誰とでも分け隔てなく寄り添い合える関係・雰囲気をつくることです。
- ・仲間の失敗や間違いを責めたり、からかったりしないことです。

三、『いじめ』は絶対に許しません。

- ・仲間への関心を持ち、変化に気づいてあげることです。
- ・いじめの場面を目にしたら、制止したり、誰かに知らせる勇気を持つことです。
- ・いかなる理由があっても「人を苦しめる行為」を肯定したり認めないことです。

○SNSの使用ルールについて

平成28年度生徒会活動より（生徒総会で提案され、満場一致で可決）

朝日中「SNS思いやりの約束7カ条」

- ・通信機器を持っていない人、興味のない人を無理に誘わない。
- ・朝早く（午前7時前）、夜遅く（午後10時以降）は利用しない。
- ・個人が特定されるような情報・写真・動画はアップしない。
- ・極力知らない人や他校の人とはつながらない。
- ・悪口、傷つく言葉、うわさ話は書き込まない。
- ・チェーンメール、迷惑メールはすぐに削除する。
- ・返信が遅くても、無くても相手を責めない。

<参考>

- （1）「いじめ防止対策のための早期発見・早期対応ハンドブック」

山形県教育センター発行

- （2）「山形県いじめ防止基本方針」

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700012/kihonhousin.html>